

議第40号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表3中

「	球	技	場	」	2,600	を						
「	球	技	場	」	3,000	に、						
「	テ	ニ	ス	コ	ー	ト	」	1,700	1,300			
を	「	テ	ニ	ス	コ	ー	ト	」	1,800	1,400		
に、	「	1	日	」	4,500	を	「	1	日	」	4,500	に、
							「	1	時間	」	1,500	
「				」	500	を	「			」	2,000	に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。